

令和6年度 障害福祉サービス事業者等集団指導

感染症及び食中毒予防等について

監査指導課

感染症対策の強化に係る取組の義務化について

【全サービス共通】

令和6年4月1日から、次の1～3が義務化されました。

1 感染対策委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)を指す。
(テレビ電話装置等を活用して行うことも可能。)
- 感染対策委員会の定期的な開催及び、検討結果に従業者に対し、周知徹底を図ること。

2 指針整備の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。
- 指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要がある。

3 定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施。
- 研修は、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用し、事業所内で行うものでも差し支えない。
- 訓練は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地での訓練を適切に組み合わせて実施。

1 感染対策委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

感染対策委員会の開催については、次の(1)～(3)の取組が必要。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)を設置すること。
- (2) 感染対策委員会を定期的に行うこと。
- (3) 委員会での検討結果について、従業員への周知徹底を図ること。

<対象サービス>

- ・ 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）
- ・ 相談系サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助

- 事業所における**感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会**を
おおむね**6か月**に1回以上、定期的に開催すること。※感染症流行時期等を勘案し、必要に応じて随時開催
 - 委員会構成員の責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を定めておくこと。
-
- 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
 - 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。
 - 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

1 感染対策委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

感染対策委員会の開催については、次の(1)～(3)の取組が必要。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)を設置すること。
- (2) 感染対策委員会を定期的に開催すること。
- (3) 委員会での検討結果について、従業者への周知徹底を図ること。

<対象サービス>

- ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所 ・障害者支援施設 ・共同生活援助
- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型・B型)

□ 事業所における**感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会**を

おおむね**3か月**に1回以上、定期的に開催すること。※感染症流行時期等を勘案し、必要に応じて随時開催

□ 委員会構成員の責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を定めておくこと。

- 幅広い職種(例えば管理者、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士)により構成すること。
- 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。
- 事業所以外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

2 指針整備の義務化

指針の整備に際して、以下の対策・対応を規定することが必要。

平常時の対策・・・●事業所内の衛生管理

【環境の整備、排せつ物の処理、血液・体液の処理等】

●支援にかかる感染対策

【標準的な予防対策(例、血液・体液・分泌液・排せつ物などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常観察項目等】

発生時の対応・・・●発生状況の把握

●感染拡大の防止

●医療機関、保健所等の関係機関との連携・報告 等

発生時における事業所内の連絡体制や各関係機関への連絡体制の整備かつ明記しておく

※ 指針記載内容については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」や「感染症対策指針作成の手引き」を踏まえて、検討・見直しをしましょう。

障害福祉サービス事業所等における
感染対策指針作成の手引き



3 定期的な研修・訓練の実施の義務化

従業者に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施と、研修及び訓練の実施内容についての記録が必要。

＜対象サービス＞

- ・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）
- ・相談系サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助

定期的な研修及び訓練

⇒ それぞれ年**1回**以上

＜対象サービス＞

- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・障害者支援施設
- ・共同生活援助
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）

定期的な研修及び訓練

⇒ それぞれ年**2回**以上

3 定期的な研修・訓練の実施の義務化

研修の 開催等の目安

対象	全従業者		(新規採用者)
開催時期	○月	○月	(新規採用時)
目的	感染予防策と 感染症発生時の対応方法		感染対策の重要性と 標準予防策の理解

○ 研修は、マニュアルや研修動画を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、実態に応じ行うこと。

(参考) 厚生労働省HP 感染症対策研修 動画

障害福祉 厚労省 感染 研修 

訓練の 開催等の目安

対象	全従業者	
開催時期	○月	○月
目的	感染対策マニュアルや 感染症BCPを利用した行動確認	感染症発生時の対応訓練

○ 訓練は、感染症発生時に迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針や研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染対策をした上で支援の演習等を実施するものとする。(訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。)

○ 研修と訓練は、感染症の業務継続計画の研修や訓練と一体的に実施することも差し支えない。